



大阪市一般職任期付職員

(事務職員：戸籍及び住民票にかかる氏名振り仮名対応等の事務) 採用選考要項
【任用期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで】

令和6年12月27日

大阪市民政局

1 募集内容（職務内容、任用期間、採用予定者数、受験資格等）

職 種	事務職員
職務内容	戸籍及び住民票に関する次に掲げる事務 (1) 戸籍の届出（氏名振り仮名の届出含む）の受理 (2) 戸籍の記載（氏名振り仮名の記載含む）にかかるシステムの入力等の処理 (3) 住民票に関する届出の受理 (4) 住民票の記載（氏名振り仮名の記載含む）にかかるシステムの入力処理 (5) 氏名振り仮名法制化対応にかかる準備事務・引継 (6) その他戸籍及び住民基本台帳に関する事務
任用期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）
勤務場所	大阪市各区役所住民情報（戸籍及び住民登録）所管課
受験資格	次の(1)及び(2)の条件をいずれも満たす者 (1) 令和7年4月1日現在、満18歳以上で、日本国籍を有する者 (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者 ※なお、業務にあたっては、一般的な事務（パソコン操作、書類審査、窓口対応、電話対応など）ができることが求められます。
募集人数	7名

(参考) 地方公務員法第16条（抜粋）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込方法

申込受付期間	令和6年12月27日(金)から令和7年1月29日(水)まで【必着】 ※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時30分
--------	--

(1) 申込書類

- ① 大阪市任期付職員採用申込書（**所定様式・両面印刷・A4サイズ**）
 - ・3か月以内に撮影した写真を必ず貼付してください。
- ② 面接カード（**A4サイズ**）
- ③ 任期に関する承諾書兼申し立て書（**A4サイズ**）
- ④ 受験票等送付用の定型封筒（**定型長型3号**）
 - ・**宛先（受験票送付先の郵便番号、住所、氏名）を記載**のうえ、**110円切手を貼付**してください。

(2) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

- ・提出書類一式（①大阪市任期付職員採用申込書、②面接カード、③任期に関する承諾書兼申し立て書、④受験票等送付用の定型封筒）を封筒に入れ、以下の提出先に送達確認ができる方法（簡易書留等）にて送付又は持参してください。
- ・封筒の表に、「一般職任期付職員（事務職員）」と朱書きで明記してください。
- ・送付の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

イ 提出先

【所在地】〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86
大阪市中央卸売市場業務管理棟9階
【宛 名】大阪市市民局 総務部住民情報担当

(3) 受験票の送付

- ・試験の時間、会場等の詳細を記載した受験票等を、令和7年2月7日(金)までに受験者あてに発送します。
- ・令和7年2月13日(木)までに受験案内が届かない場合は、大阪市市民局 総務部住民情報担当(06-4305-7345)へ連絡してください。

3 選考日時、場所、選考方法、選考内容

次のとおり筆記試験及び口述試験（面接）により選考を行います。

選考方法	選考内容	選考日時	集合場所
筆記試験	・適正試験（1時間程度） 言語的理解力、数的処理能力、 論理的思考力等を問います。 ・小論文（30分程度）	令和7年2月15日（土） 午前9時15分集合	大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室
口述試験 （面接）	・個別面接（15分程度）	令和7年2月15日（土） の午後、又は 令和7年2月16日（日） のうち本市が指定する時 間	大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

(1) 実施時間及び実施場所等の詳細

- ・受験者に送付する受験票に詳細(※)を記載してお知らせします。
※「3 申込方法」「(3) 受験票の送付」参照
- ・大阪市役所の所在地等は本要項末尾の【試験会場案内図】をご参照ください。

(2) 持ち物

筆記用具（黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、ボールペン）
及び時計（計時機能のみのものに限る。）

4 合格者の決定から採用まで

(1) 合格者の決定方法

- ・筆記試験及び口述試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上の者を合格者とします。
- ・ただし、筆記試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格となります。

(2) 合否発表

試験の合否結果については、令和7年2月26日（水）頃に全受験者に通知します。

(3) 合格から採用まで

- ・合格者は、試験の合計点数の高い順（複数の者の合計点数が同点となる場合は、これらの者については口述試験の点数が高い順）に「採用候補者名簿」に登録します。成績上位の方から採用の連絡を行います。
- ・「採用候補者名簿」の登録期間は、名簿登載日から令和8年4月1日までとします。
- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務・休暇

ア 勤務時間

午前9時00分から午後5時30分まで

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

ウ 休憩時間

1日45分間（ただし、勤務時間が8時間を超える場合 合計1時間）

エ 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

オ 年次休暇

毎年4月1日を基準とし、1年につき20日付与します。

（年度途中で任用される場合は、時期に応じた比例付与になります。）

(2) 給与

ア 給料

月額213,556円（地域手当を含む。令和6年12月現在）

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

勤務成績に応じた昇給制度があります。

イ 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当などを条件に応じて支給します。

ウ 期末・勤勉手当及び退職手当

本市職員基準により支給します。

(3) その他

健康保険・公的年金については、大阪市職員共済組合の組合員となります。

上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。

6 試験結果の開示

- ・試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。
- ・不合格者の総合順位及び総合得点については、令和7年3月3日（月）から令和7年3月10日（月）までの間（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から正午まで又は午後1時00分から午後5時30分まで）において、大阪市民政局総務部住民情報担当内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

7 備考

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却はしません。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (4) 大阪市が所管する施設は原則敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。
- (5) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、任期付職員の採用は条件付となり、採用日から6か月に達した時点で、それまでの勤務状況等から判断して、正式採用の可否を決定します。

受験申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第5条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

【この試験についての問い合わせ】

大阪市市民局総務部住民情報担当

所在地 〒553-0005

大阪市福島区野田1-1-86

大阪市中央卸売市場業務管理棟9階

電話 06-4305-7345

